

2019年8月28日

カルチャースクール受講者各位

チェリーナさがえ  
寒河江市寒河江字久保7番地  
0237-85-1800  
(指定管理者 株式会社ヤマコー)

### 消費税法改正に伴う カルチャースクール受講料価格について

拝啓 残暑の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃よりチェリーナさがえをご利用いただき心より御礼申し上げます。

さて、2019年10月より、消費税率が8%から10%に引き上げられることとなりました。

これに伴い、弊社カルチャースクールの受講料は、10%消費税を含んだ額に変更されます。

つきましては、新受講料価格を、受付窓口並びに専用ホームページ上で掲載いたします。

そちらの方でご確認いただきたくご連絡申し上げます。

(ホームページURL : <http://cherrynasagae.com>)

なお、現金でお支払いのお客様については、翌月分の受講料を前月末までにお支払い頂いておりましたが、10月分の受講料については10月1日から申し受ける事といたします。

最後に、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具